

芦屋市放課後児童クラブ管理システム導入及び運用業務委託 公募提案方式実施要領

1 業務目的

本業務は、芦屋市の放課後児童クラブにおける児童・世帯情報の管理、各種利用料金の調定・収納管理、納付書発行、滞納管理、帳票出力等の業務を一元的に管理するシステムを導入し、正確かつ迅速な事務処理の実現、職員の業務負担の軽減及び保護者サービスの向上を図り、継続的かつ適正な運営を行うことを目的とします。

2 業務概要

(1) 業務名

芦屋市放課後児童クラブ管理システム導入及び運用業務委託

(2) 業務内容

別添「提案依頼用仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

(4) 実施形式

公募型提案方式により、評価基準に基づき書類審査及びヒアリング審査を実施し、契約候補者を選定する。

(5) 予定価格(上限額)

15,874,000 円(税抜)

※令和8年度予定金額(上限額)は 9,970,000 円(税抜)とする。

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者であって、参加資格確認結果通知書を受けた者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 令和8・9年度芦屋市物件等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 現に、又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準(昭和61年芦屋市基準)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。)、廃止前の和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。)がなされていないこと。

4 実施スケジュール

- | | |
|---------|-------------------|
| ・公表 | 令和8年9月7日(月) |
| ・質問受付期限 | 令和8年9月14日(月)17時まで |

・質問回答期限	令和8年9月17日(木)17時まで
・参加表明書等提出期限	令和8年9月23日(水)17時まで
・参加資格認定の通知	令和8年9月30日(水)17時以降
・企画提案書・見積書提出期限	令和8年10月21日(水)17時まで
・書類審査(1次評価)結果通知	令和8年10月26日(月)17時以降
・ヒアリング審査	令和8年10月30日(金)
※ヒアリング予定時間は別途通知します。	
・選定結果通知	令和8年11月2日(月)17時以降
・契約締結予定日	令和8年11月3日(火)

5 提案手続

(1) 担当部署(提出・問合せ先)

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

芦屋市教育部教育統括室青少年育成課(担当:芝田)

電 話:0797-38-2110(直通)

FAX:0797-38-2124(直通)

E-mail:seisyounenikusei@city.ashiya.lg.jp

(2) 質問受付及び回答

① 提出期限 令和8年9月14日(月)17時まで

② 提出方法 別添「質問回答票」により、電子メールにて提出。

③ 回答方法 市ホームページに掲載します。

なお、質問者の名称等は公表しません。

(3) 参加表明書等の提出

① 提出期限 令和8年9月23日(水)17時まで

② 提出方法 別添「参加表明書」を、持参、郵送又は電子メールにて提出。

(4) 参加資格認定の通知

「3 参加資格」に掲げる要件に基づき、関係書類を確認し、参加資格の有無の結果を電子メール(参加表明書に記載のメールアドレス宛)にて送付します。

(5) 企画提案書等の提出

① 提出書類

(ア) 企画提案書 7部 電子媒体(PDF)一式《必要部数を記載》

(イ) 見積書 1部

(ウ) 機能要件調査票 1部

(エ) 企業評価項目に関する確認書類 各1部

② 提出期限

令和8年10月21日(水)17時まで

③ 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合は「簡易書留」や「特定記録」など、受取日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

④ その他

参加表明書提出後に辞退される場合は、別添「辞退届」を持参、郵送又は電子メールにて、上記提出期限までに提出してください。

(6) 企画提案書等の作成

① 企画提案書の様式等

(ア) 企画提案書はA4版縦両面印刷(長辺綴じ)を基本とし、表紙・目次等を除き40ページ以内で作成してください。

(イ) 記載の都合上、A3版を使用する場合は、A4版の大きさに折って綴じ込んでください。なお、その場合はA3版両面でA4版4ページ分に相当するものとします。

(ウ) 企画提案書にはページ番号を付番してください。

(エ) 製本に当たっては、項目ごとにインデックス等による仕切りを設けてください。

(オ) 別紙「芦屋市放課後児童クラブ管理システム導入及び運用業務委託提案依頼用仕様書」に基づき、「評価基準表」における評価項目に即して資料を構成してください。

② 見積書

(ア) 業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付してください。

(イ) 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜価格)としてください。

(ウ) システム導入に伴う次年度以降の保守業務については、予定価格(上限額)の提示はできないが、予定期間内の保守業務を含めた全体費用を価格評価の対象とするので、見積書には、導入と保守それぞれの金額及び総額がわかるように記載してください。

6 評価方法

(1) 評価基準

別添「評価基準表」のとおり

(2) 評価方法

提出された企画提案書等について、書類審査及びヒアリング審査を行い、評価基準に基づき評価します。

(3) 書類審査(1次評価)

企画提案書及び見積書について、別添「評価基準表」に基づき評価を行い、高い評価点を得た提案者を2者程度選定します。ただし、提案者が少数である場合は、1次評価を省略し、2次評価として書類審査及びヒアリング審査を実施できるものとします。

(4) ヒアリング審査(2次評価)

2次評価対象者の企画提案について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、別添「評価基準表」に基づき再評価します。なお、ヒアリング審査は1者あたり20分(プレゼンテーション5分、ヒアリング15分)程度を予定しています。

(5) 契約候補者の選定

① 失格事項((6)参照)に該当しない者のうち、2次評価における評価点が最も高い提案者を契約候補者とします。

- ② ①にかかわらず、選定基準(価格評価を除く評価項目における配点の合計値の60%)に達しない場合は契約候補者として選定しません。
- ③ 契約候補者との協議等の結果、契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を契約交渉の相手方とできるものとします。

(6) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 企画提案書等を提出期限までに提出しなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 「2 参加資格」に掲げる要件を満たさないことが明らかとなった場合
- ④ 見積価格が、本業務の予定価格(上限額)を超える場合
- ⑤ その他、本書で定める事項に違反した場合

7 審査・選定結果の通知・公表

(1) 書類審査(1次評価)結果等の通知

審査結果を電子メール(参加意思表明書に記載のメールアドレス宛)にて送付します。なお、ヒアリング審査の対象者には、併せて実施日時等を通知します。

(2) 選定結果の通知

選定結果を全ての提案者に電子メール(参加意思表明書に記載のメールアドレス宛)にて送付します。

また、通知送付後、本市ホームページに下記の事項を公表します。

- ① 契約候補者名
- ② 評価結果表(全提案者の評価項目別評価点)

なお、契約候補者以外の提案者名は表記しません。

8 その他

(1) 留意事項

- ① 複数の応募又は複数の企画提案書を提出することはできません。
- ② 企画提案書等提出を受けた資料は、提案者に返却しません。
- ③ 提出された企画提案書等の全ての資料を受理した後の加筆及び修正は認められません。
- ④ 提出書類の作成、提出及びヒアリング等、本提案手続きに要する費用は、提案者の負担とします。

(2) 企画提案書等の取扱い

- ① 企画提案書等は、本提案方式の手続における契約の相手方の候補者選定業務以外の目的では使用しません。
- ② 企画提案書等の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、提出された企画提案書等について、芦屋市情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、本市は同条例に基づき、非公開情報を除いて公開するものとします。また、本市が本提案方式の結果報告等に必要な場合は、その内容が無償で使用及び公表することができるものとします。

- ③ 企画提案書等は、本提案方式による選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成する場合があります。
- ④ 契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

以 上